

緊急事態宣言期間の再延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

【2021 年 5 月 31 日 17 時 00 分現在】

令和3年5月28日に国が決定した緊急事態宣言の発令が延長されている期間中は、幼稚園、小中学校において、幼児・児童・生徒の学びを保障する観点から、これまでの緊急事態宣言期間中の教育活動について一部見直しを行った上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化して教育活動を行います。

学校運営の基本方針

以下の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を一層強化した上で、学校運営を継続します。

1. 飛沫感染のリスクが比較的高い教育活動を中止します。
2. 緊急事態宣言期間中は人の流れを抑制するという趣旨から、小中学校では、感染症不安や登校自粛により家庭学習が可能な児童・生徒に対してオンラインを活用して引き続き学びを保障します。
3. 幼稚園では、感染症不安や登園自粛により家庭で過ごす園児に対して教員が電話するなど幼児の心をケアします。また、園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動とするとともに昼食時の感染症対策を徹底します。
4. 幼稚園、学校で感染することを防ぐため、家庭における感染防止の徹底を図るよう学校から各家庭にお願いします。また、幼児・児童・生徒及び教員など日常的に在園・在校している人以外の来校を制限します。
5. 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。
6. 部活動については、保護者の了承を得た上で、感染症対策を講じた上で短時間での実施とします。

詳細については PDF データをご参照ください。

緊急事態宣言期間の再延長に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について（PDF：KB）